

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

この留意事項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第6条及び第7条に基づき、本学教職員がその事務又は事業を行うに当たり、留意すべき事項を示したものである。なお、この留意事項において、「学生等」とは本学学生及び大学の行事等に参加する本学学生以外の者をいうものとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（具体例）

- ① 障害があることを理由に受験を拒否すること
- ② 障害があることを理由に入学を拒否すること
- ③ 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- ④ 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- ⑤ 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
ただし、学外施設を利用することが教育上不可欠な実習等においては、当該施設の利用規定等によるものとする。
- ⑥ 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- ⑦ 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- ⑧ 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- ⑨ 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- ⑩ 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- ⑪ 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要

領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、監督者等が、対応要領第3条第4項各号に定める要素等を考慮し、過重な負担が存在しないと判断したことを前提として示したものであるが、次に掲げる具体例以外にも個別事案に応じて合理的配慮は多数存在することに留意すること。

また、既にバリアフリー化している本学施設は別図のとおりであるが、安全管理上の理由等から必ずしも具体例で対応できない場合もあることに留意する必要がある。

(物理的環境への配慮の具体例)

- ① 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- ② 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように可能な限り改善すること
- ③ 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- ④ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- ⑤ 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- ⑥ 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- ⑦ 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いす等を置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮の具体例)

- ① 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと
- ② ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、当該学生等の申し出を踏まえて、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ③ シラバスや教科書・教材等にアクセスできるよう、障害のある学生等の申し出を踏まえて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- ④ 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業においては、障害のある学生等の申し出を踏まえて、字幕付きのビデオ等の視聴覚教材を用いる等すること

- ⑤ 障害のある学生等の申し出を踏まえて、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- ⑥ 事務手続きの際に、介助者、教職員及び支援学生等が必要書類の代筆を行うこと等を認めること
- ⑦ 障害のある学生等の申し出を踏まえて、介助者等視覚情報が優位な者を通じて、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ⑧ 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使う等すること
- ⑨ 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面等で伝えること
- ⑩ 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- ⑪ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書く等して伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ① 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- ② 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ③ 特定の者以外の立ち入りを禁止している施設等において、障害のある学生等の立ち入りを認める場合には、介助者等の立ち入りを認めること
- ④ 大学行事や講演、講習、研修等において、公平性を損なわない範囲で、適宜休憩を取るように認めたり、休憩時間を延長したりすること
- ⑤ 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- ⑥ 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- ⑦ 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、障害のある学生等の申し出を踏まえて、通常よりも詳しいマニュアル等を提供すること
- ⑧ 外国語のリスニングが障害により困難な学生等について、リスニングが必須となる授業等を他の形態の授業等に代替すること
- ⑨ 障害のある学生等が参加する実験・実習等において、介助者等の参加を認めたり、特別に支援学生等を配置したりすること。この場合、乗船を伴う実習等、安全管理上の問題が発生するおそれがある場合には、個別に説明する等すること
- ⑩ 障害のある学生等の申し出を踏まえて、IC レコーダー等を用いた授業等の録音を認めること
- ⑪ 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- ⑫ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、介助者等の参加を認めたり、

教職員や支援学生等を配置して作業の補助を行う等配慮すること

- ⑬ 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- ⑭ 障害が悪化する等して、レポート等の提出期限に間に合わない等正当な理由がある場合には、期限の延長を認めたりすること
- ⑮ 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保する等すること
- ⑯ 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。この場合に、取得資格等に影響が出る場合には、個別に説明する等すること
- ⑰ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等のサポートが必要な障害のある学生等に対して、対応を個別に行う等すること
- ⑱ 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- ⑲ 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- ⑳ 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること